

# 家畜伝染病早期診断体制整備事業委託費（継続）

95（98）百万円

## 対策のポイント

国内発生は稀であるが国家防疫上重要な疾病の診断に必要な薬品の製造・備蓄に加え、家畜保健衛生所での病性鑑定に必要な菌株等のライブラリー化及び配布体制を確立し、家畜の伝染性疾病の早期診断体制を整備します。

### （診断用の薬品）

疾病の病原体や抗体を検出することによって、その家畜が疾病にかかっているか否かを診断するための薬品です。病原体を培養して分離する検査に比べて簡便かつ短時間で診断でき、迅速な防疫措置を講じることが可能となります。

### （菌株等）

病気の家畜から分離され、由来や一定の性状が分かっている細菌やウイルスのことです。診断用の薬品などがない疾病は、この菌株等を比較対照に用いて診断します。

## 政策目標

家畜の伝染性疾病の早期診断体制の整備による的確な発生予防及びまん延防止対策の実施。

## <内容>

### 1. 事業内容

#### （1）国内で発生が稀な疾病の診断に用いる薬品の製造委託

高病原性鳥インフルエンザ等国内発生が稀で民間業者による市販が困難であるが、国家防疫上重要度の高い疾病の診断に必要な薬品の製造及び備蓄を行います。

#### （2）菌株のライブラリー化等

家畜保健衛生所の病性鑑定に必要な菌株等のライブラリー化及び配布体制の整備を行います。

### 2. 委託先 民間団体等

### 3. 事業実施期間 平成20年度～24年度

【担当課：消費・安全局動物衛生課 03-3502-8292（直通）】